

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（解説）

1. 条例制定の背景，目的

（目的）

第1条 この条例は，市内における太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し，必要な事項を定め，その適正な実施のための助言，指導を行うことにより，事業区域及びその周辺の地域における災害の防止，良好な景観の形成及び生活環境の保全を図り，もって市民の安全と安心を確保することを目的とする。

（解説）

近年，地球温暖化防止の観点から再生可能エネルギー推進が国策として急進し，未利用地の有効活用につながる大規模な太陽光発電設備が全国的に活発化している中，設置に関するトラブルや運用中の光害，更には寿命後の大量廃棄問題など様々な課題が浮き彫りになってきている。

そのため，計画段階から事業者と設計内容や災害時及び廃止後の撤去・処分等に関する協議を行えるよう条例を制定することで，地域環境の保全を図り，市民の安全と安心を確保することを目的としている。

2. 内容

（1）定義

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項の再生可能エネルギー発電設備であって，同条第4項第1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（建築物の屋根，屋上又は壁面に設置するもの，送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- （2）事業者 守谷市において太陽光発電設備設置事業（以下「設置事業」という。）を計画し，当該設備を設置しようとする者をいう。
- （3）管理者 太陽光発電設備を管理する者をいう。
- （4）事業区域 設置事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に設置事業を行う土地を含む。）をいう。

(5) 町内会 事業区域周辺に居住する住民が所属する町内会（自治会を含む。）その他これに類する団体をいう。

(6) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地（事業区域が幅員6メートル未満の建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に接するときは、当該道路が仮にないものとした場合において接することとなる土地を含む。以下この号において同じ。）若しくは事業区域に隣接する土地に存する建築物（建築基準法第2条第1号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）を所有する者又は当該建築物に居住する者をいう。

（解説）

「太陽光発電設備」とは、太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等）及びその附属施設（パワーコンディショナーや接続箱等の附属設備を含む。）をいい、それらを設置するために必要な土地を含むものとする。

ただし屋根の上に設置する設備は、地上に架台する場合と比較し、配慮すべき事項や問題が顕在化しておらずかつ、建物解体に併せて撤去されることが想定できるため、建築基準法に規定する建築物に設置される太陽光発電設備は本条例の対象外とした。

（2）適用範囲

（適用範囲）

第3条 この条例の規定は、発電出力50キロワット以上（実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の合算した出力が50キロワット以上となる場合を含む。）の太陽光発電設備について適用する。

（解説）

地域に影響を及ぼすおそれがある一定規模以上として設定している。

本条例においては、茨城県の「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づき事業用50kw以上と設定した

出力の要件については、パネルの設置形態により面積あたりの出力に違いはあるものの、おおむね10㎡あたり1kwとされており、守谷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の対象面積500㎡以上（現行）とも合致する。

(3) 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

(解説)

太陽光発電設備の設置や状況を把握し、太陽光発電設備の管理、運営において必要な指導・助言、勧告・公表等を行うことを責務としている。

(4) 事業者及び管理者の責務

(事業者及び管理者の責務)

第5条 事業者及び管理者は、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に十分配慮するとともに、町内会及び近隣関係者との良好な関係の保持に努めなければならない。

2 事業者及び管理者は、太陽光発電設備に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 事業者及び管理者は、太陽光発電設備における災害時及び廃止後の措置について規則で定める事項を遵守しなければならない。

(解説)

条例制定の背景にあるように、適切な措置を行わないことによる土砂の流出、周辺景観への配慮による設計変更、災害により破損した太陽電池モジュールによる感電等の問題が顕在化していることから、より安全かつ適切な運営を促すため、また、長期にわたり安定的な運営を行っていくためには、地域とのコミュニケーションを図り、信頼関係を構築することが必要であることから、事業者及び管理者の責務を明記した。

(主な内容)

- ・周辺環境の保全及び災害防止のために必要な措置の実施
- ・地域住民に対する設置計画の説明の実施
- ・事故時、災害時の速やかな措置の実施
- ・廃止後の速やかな撤去
- ・廃止後の修景、整地、防災上必要な措置の実施等

(5) 事業者の責務

(事業者の責務)

第6条 事業者は、前条に規定するもののほか、太陽光発電設備の災

害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行わなければならない。

- 2 事業者は、第7条各号に定める区域では設置事業を実施しないよう努めなければならない。
- 3 事業者は、町内会及び近隣関係者に対し、あらかじめ、設置（増設を含む。以下この項において同じ。）を計画している太陽光発電設備について説明を行い、当該太陽光発電設備の設置及び運用に関する理解を得られるよう努めなければならない。

（解説）

太陽光発電設備の出力が50kw以上である事業者に対し、災害時及び事業廃止後の措置に要する費用を計画的に積み立てるものとした。

資源エネルギー庁の事業計画ガイドライン（以下「事業計画ガイドライン」という。）において、「事業計画に基づいて事業終了後の撤去及び処分費用を適切に確保するため、撤去及び処分費用について、積立等の計画的な調達・手配を行うように努めること。」と示されているものの、事業期間中に災害が発生した場合において、大量に破損した太陽光パネル等が発生することも想定され、これらを長期にわたり放置することにより太陽光パネルに含有している有害物質が漏洩し土壌を汚染すること、また、事業者及び管理者の責務として定めている「廃止後の速やかな撤去」をより確実、かつ、迅速に実施されるよう費用の計画的な積立を義務化した。

積立額については、事業計画ガイドラインにおいて「FIT法に基づく調達価格の算定において想定している建設費の5%以上を目安とすることが望ましい。」とされていることから、規則において、FIT法規則により設置に要した費用として経済産業大臣に情報を提供した額の5%以上を積み立てるものとした。

また、長期にわたり安定的な運営を行っていくためには、地域とのコミュニケーションを図り、信頼関係を構築することが必要であることから、事業開始前に、町内会及び近隣関係者に対し事業内容の説明を行い、理解を得られるよう努めるものとした。

（6）設置抑制区域

（設置抑制区域）

第7条 市長は、次に掲げる事由により、太陽光発電設備の設置を抑制すべきと判断した区域において設置事業を行わないよう事業者 に協力を求めるものとする。

- （1）法令等により、自然環境の保全区域として指定されていること。

- (2) 自然災害の発生が危惧されること。
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。
- (4) 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。
- (5) その他市長が特に必要と認める事由があること。

(解説)

本条例の目的には、地域環境の保全や地域住民の安全・安心の確保や良好な居住環境を確保することが含まれており、設置抑制区域を明記した。

(主な内容)

- ・法令等により、自然環境の保全区域と指定されていること
- ・自然災害の発生が危惧されること
- ・歴史的又は郷土的な特色を有していること
- ・地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること

(7) 協議等

(協議等)

第8条 事業者は、太陽光発電設備を設置しようとするときは、当該太陽光発電設備を設置しようとする日の60日前までに規則で定める計画書を提出した上で市長と協議をしなければならない。

2 前項の計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法令等による許可又は認可を受けている場合は、許可又は認可の内容を証明する書類の写し（申請中の場合は、申請を受付したことを証明する書類の写し）
- (2) 町内会及び近隣関係者に対し設置事業の内容等の説明を行った旨の報告書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(解説)

事業者は、計画書を提出した上で、市と協議することを義務化した。

・計画書提出要件

太陽光発電施設の出力が50kw以上の事業者について、設置計画書の届出を60日前までに行うよう義務付けている。

・計画書の内容

計画書の内容については、本条例規則において、施設整備により周辺地域への影響を確認するため、各種計画図、関係法令の確認状況に関する書類の提出を求めている。

発電事業を安全かつ継続的に行うためには、第三者の侵入防止措置の実施や

定期的な点検、適切な維持管理等が必要なことから、これらの計画に関する内容を求めている。

災害等により破損した太陽光パネル等を長期にわたり放置することにより懸念される「有害物質の漏洩による土壌汚染」、更には、災害等による事故に起因する「第三者の感電、火災の発生」等を防止する観点から、速やかな連絡・対応を実施できるように体制整備に関する内容を求めている。

第5条において規定した「事業者及び管理者の責務」との整合性及び環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（以下「リサイクルガイドライン」という。）に沿った内容であるかを確認するため、施設の廃止後に係る計画の提出を求めている。

（計画書記載内容）

- ・法令等による許可又は認可を受けた内容を証明する書類の写し
（申請中の場合は申請を受け付けしたことを証明する写し）
- ・第三者の侵入防止対策（フェンス、施錠、標識の内容）
- ・保守点検に係る計画（点検時期、異常時の対応、その他設備等の維持管理等）
- ・清掃、除草に係る計画（清掃時期、除草剤の使用計画等）
- ・苦情、紛争、災害発生時の体制（対応者の連絡先、周辺住民への連絡方法等）
- ・第三者への譲渡（譲渡時の説明内容、譲渡予定の有無等）
- ・廃止後に係る計画
（交換修繕・撤去廃棄計画、リサイクルガイドラインとの整合性等）
- ・町内会及び近隣関係者への説明範囲、説明内容等

（8）協議終了の通知

（協議終了の通知）

第9条 市長は、前条第1項の協議を終了したときは、事業者に当該協議を終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の規定による通知に意見を付すものとする。

3 事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に設置事業に着手するものとする。

（解説）

事業者から提出された計画書の内容について、第5条において規定した「事業者及び管理者の責務」との整合性の確認を行うとともに、「リサイクルガイドライン」、「事業計画ガイドライン」や民間の設計ガイドラインを参考に周辺環境に配慮した計画となっているかなどを確認した上で、著しい支障がある

と判断した場合は計画の見直しを求めるものとしている。

(9) 協定の締結

(協定の締結)

第10条 市長は、前条第1項の規定による通知をしたときは、事業者に対し、太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定の締結を申し入れるものとする。

2 事業者は、前項の協定の締結に応じるよう努めなければならない。

(解説)

前記計画の協議が完了した者と、協議内容遵守に関する事項、良好な地域環境及び安全な市民生活を確保するため、「太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定」を締結するものとしている。

協定の内容は、規則において、①施設の維持、管理に関すること、②環境保全、公害防止に関すること、③災害時、廃止後の措置に関すること等を盛り込むものとしている。

「施設の維持、管理に関すること」については、景観への配慮、緑地の管理の姿勢の他、土砂等の流出防止の措置として整備する防災施設を他の法令の許可に準じた構造とする努力義務、発電設備等の維持管理・点検記録の保管義務を定める。

「公害の防止に関すること」については、除草剤等の農薬を使用する場合において、周辺環境への影響を考慮した農薬の選定、魚毒性の低いものの使用努力を定める。

「災害時、廃止時の措置に関すること」については、太陽光発電設備が放置された場合、自然災害による太陽電池モジュールの有害物質の飛散や土砂等の流出等の安全上の問題を発生させるおそれがあることから、災害発生後又は施設廃止後の速やかな廃棄物の処分を確実に実施するための備えとして、条例第6条において資金を確保することとしており、その調達状況を確認するため、1年ごとに資金調達状況の報告、報告以後の資金計画を提出する内容を含むものとする。

また、太陽光発電事業に係る権利を第三者に譲渡するときは、承継前の事業者は、当該事業者が確保した資金と同額を承継後の事業者に確保させる内容を含むものとする。

(10) 着工届出等

(工事の着手等)

第 1 1 条 事業者は、第 9 条第 1 項の規定による通知を受けた太陽光発電設備の設置に係る工事に着手したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。当該太陽光発電設備の設置に係る工事を中断し、再開し、又は完了したときも同様とする。

(解説)

太陽光発電設備設置計画の協議終了の通知を受けた者が、工事を着手した場合において、工事期間を明らかにするために着手の届出書を提出するものとしている。

工事の中断がある場合は、中断期間における土砂等の流出対策、第三者の侵入防止対策等、安全対策の状況が分かる図書を添付した上で届け出るものとしている。

工事の完了時においては、工事期間中の状況の分かる写真、工事完了後の写真を添付した上で届け出るものとしている。

また、工事完了後から維持管理に関する事項が開始されることから、その事実を確認することもこの完了届は併せ持っている。

(1 1) 開始届等

(運用の開始等)

第 1 2 条 事業者又は管理者は、第 9 条第 1 項の規定による通知を受けた太陽光発電設備の運用を開始するときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。当該太陽光発電設備の運用を停止し、再開し、又は廃止するときも同様とする。

(解説)

「開始届」は、発電開始時期を確認するため、届出を提出するものとしている。

なお、開始時の届出については、電気事業者との契約（特定契約）の写し、保守点検業者との契約書の写し等を添付した上で届け出るものとしている。

なお、その他市長が必要と認める図書には、電気事業法に規定する「使用前安全管理検査」の結果や「使用前自主確認結果届出書」の写し（届出に添付した別紙含む。）などを求めることとなる。

「廃止届」については、設置計画書に「廃止後に係る計画」を提出しているものの、リサイクル技術の発展等により設置計画時の情勢から変化していることが想定されるため、廃止措置の実施前に届け出るものとした。

また、廃止届には、廃止の時期を明確にするとともに、廃止後の措置の計画

が適切に実施されるか確認する要素を含んでいる。

(12) 協議内容の変更

(協議内容の変更)

第13条 事業者は、第8条第1項の協議に係る内容を変更しようとするときは、書面により改めて市長と協議をしなければならない。ただし、変更しようとする内容が規則に定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 事業者は、前項本文の協議を行う前に町内会及び近隣関係者に対して、変更しようとする内容等の説明を行わなければならない。

(解説)

増設、修理又は改造及び事業区域の面積の増加を行う場合（以下「増設等」という。）は、周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから、設置工事と同様に計画書の届出等の対象としている。

変更内容について、市と協議を行う前に町内会及び近隣関係者に対して、変更する内容等について説明を行うことを義務付けた。

また、増設等の工事については、設置工事と同様に、事業計画書の届出、着工届等、開始届等が必要となる。

「増設」については、増設に併せて撤去する箇所がある場合は、増設分と撤去分の差引ではなく、新たに増設する箇所のみで届出の判断を行うものとする。

ただし、修理については、従前と全く同じ材料による修理は含まないものとする。

なお、パネル等を事業区域外へ移動して新たな区域に設置する行為については、新たな区域での行為が事業者の要件に該当する場合は、新設の扱いとする。

(届出に要らない軽微なもの)

- ・事業区域の縮小
- ・発電設備の出力の縮小
- ・その他市長が軽微な変更と認めるもの

(13) 地位の承継等の届出

(地位の承継等)

第14条 事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、管理者を変更したときは、規則で定めるところにより

その旨を市長に届け出なければならない。

(解説)

太陽光発電設備設置完了後から維持管理に関する事項が開始されるため、維持管理期間中に豪雨による土砂の流出等があった場合において、事業者又は管理者に対し対応を求めることがあるため、変更後の事業者又は管理者を把握しておく必要があることから、届出を行うものとしている。

届出が必要な要件は、太陽光発電設備の地位を承継した場合、事業者又は管理者の名称、氏名変更があった場合とする。

(14) 報告の徴収

(報告の徴収)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は管理者に対して、規則で定めるところにより太陽光発電設備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、速やかに市長に報告しなければならない。

(解説)

工事着手以降に、地域住民等からの通報により施設の状況等を確認する必要が生じた場合等において、事業者及び管理者に対し、現状の報告を求められるよう報告徴収の規定を設けた。

(15) 管理者等に関する情報の揭示

(管理者等に関する情報の揭示)

第16条 事業者は、設置事業を完了したときは、設置した太陽光発電設備の管理者等に関する情報を町内会及び近隣関係者に周知するため、当該情報を事業区域内の見やすい場所に揭示しなければならない。

(解説)

設置事業を完了した際に、設置した太陽光発電設備の管理者等に関する情報を町内会及び近隣関係者に周知するために、当該情報を事業区域内の見やすい場所に揭示するものとした。

(16) 立入検査等

(立入検査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、太陽光発電設備に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電設備の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させること（以下この条において「立入検査」という。）ができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(解説)

維持管理の状況、災害時及び廃止時の措置の状況等の確認のため、太陽光発電設備に関係のある場所に立ち入り、検査又は関係者に質問することができるものとした。

(17) 指導又は助言

(指導又は助言)

第18条 市長は、この条例の施行上必要があると認めるときは、事業者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(解説)

事業者、管理者に対し、計画書において確認された維持管理計画が遵守されない場合、地域住民への著しい影響を及ぼすおそれがある場合、地域住民への適切な説明がなされていない場合等に、維持管理計画の遵守、施設の管理状況の報告、地域住民への説明等を求めるために、指導又は助言できるよう規定したものである。

(18) 勧告及び公表

(勧告及び公表)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(1) 第8条第1項若しくは第13条第1項の協議をせず、又は虚偽の事実を述べて協議をした者

(2) 第9条第1項の規定による通知を受ける前に設置事業に着手した者

(3) 第11条から第14条までの規定による届出をせず、又は虚偽

の届出をした者

(4) 第15条第2項の規定による報告を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告をした者

(5) 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(6) 正当な理由なく前条の規定による指導に従わない者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(解説)

第18条の規定により、事業者、管理者に対し、指導・助言をすることとしているが、正当な理由がなく、それに従わない場合は、必要な措置を講ずるよう勧告できるものとしている。

また、勧告にも従わない場合は、氏名等を公表することでペナルティーを与えることができるようにしている。

(勧告の要件)

- ・設置計画（増設計画含む。）、着工等、開始等、地位の承継等の届出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき
- ・事業者が協定締結の申入れに応じないとき
- ・報告を行わないとき、又は虚偽の報告をしたとき
- ・立入検査を拒否したとき
- ・正当な理由なく指導に従わないとき

※FIT法において、条例の規定に違反している場合は認定が取消されるよう規定されているため、本条例の規定に反する場合はFIT法の認定が取り消されることも有り得る。

(19) 委任

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(解説)

条例施行に関し必要な事項については、同条例施行規則により定めている。

(20) 施行期日（附則）

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(解説)

施行日については、平成 年 月 日から施行する。

(21) 経過措置 (附則)

(経過措置)

- 2 この条例の施行日以後60日の間に着手する太陽光発電設備の設置に係る工事については、第8条から第10条までの規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に太陽光発電設備を設置している事業者であって、当該設置の日以後180日の間に、近接した場所に太陽光発電設備を設置し、又は既に設置している太陽光発電設備を変更等することにより、総発電出力が50キロワット以上となる場合は、第3条の規定による対象とみなして、この条例の規定を適用する。

(解説)

住民説明、事業者の責務、計画書の届出（増設時の届出を含む。）、地位の承継について、本条例施行日以降に工事に着手するものに適用される。

施行日から60日までの間に工事に着手するものについては、施行日から60日以内に計画書を届け出るものとした。これについては、条例公布から施行日までの期間が短く、計画書を作成する期間が見込まれないための措置である。